



内閣府

平成24年7月27日  
内閣府沖縄総合事務局  
運輸部企画室

## 事業説明書及び企画提案募集要領

### 1. 事業の名称

沖縄管内における公共交通空白地域等実態調査及び地域公共交通利用促進方策現状調査業務

### 2. 業務目的

地域公共交通の確保・維持・改善は、高齢者をはじめ地域住民の自立した日常生活の確保、活力あるまちづくりの実現、観光振興による地域の活性化、環境問題への対応などの観点から、極めて重要な課題となっている。

本業務では、沖縄総合事務局管内の地域公共交通に関する交通空白地域等の現状把握、地域の特性について、データの収集・整理・分析を行い、地域公共交通確保維持改善事業の円滑な執行や各地域における取組の充実につなげるとともに、公共交通機関の利用促進方策の取組事例を収集し、地域の特性に合った効果的・効率的な公共交通のあり方を整理・分析し、地域関係者へのフィードバックを行うことにより、より多くの地方公共団体等が効果的・効率的に取組を推進することにつなげ、これらを通じて、地域公共交通に関わる支援の更なる充実を図るものである。

### 3. 事業の実施予定時期

契約締結日 ～ 平成25年3月

### 4. 事業の具体的な内容

#### (1) 沖縄管内における公共交通空白地域等実態調査

沖縄総合事務局管内（主に沖縄本島地域）の公共交通の空白地域（主にバス停、モノレール駅、港湾等の施設への移動距離が1 km以上となる地域（道路事情、高低差等も勘案すること。））の現状把握を行うため、各種統計資料等（必要に応じて、交通事業者や県・市町村等関係団体が実施した調査内容も含む。）の収集、市町村等を対象としたヒアリングを実施することにより、市町村ごとにデータを整理・分析する。

調査時点は原則として平成23年度末現在とする。

基本となる項目は次のとおり。

- a 人口分布状況
- b 公共交通状況（市町村等の自家用有償運送、無償運送を含む。）
- c 公共施設・病院・商業施設・交通施設（バス停も含む）の位置
- d 交通機関・交通施設のバリアフリー化状況

- e 交通関連施策・計画（都市計画、道路整備等を含む）の現状
- f a～e を踏まえ、地域に適した交通体系のあり方について検討する

## (2) 公共交通利用促進方策現状調査

公共交通に係る利用促進方策について、主に都市部の自治体、旅客運送事業者、地域住民等による各種取組の優良事例（沖縄県外でも可）の現状調査を実施し、調査結果を整理・分析する。

## (3) 公共交通利用促進方策推進の場

(2)にかかると業務の実施にあたっては、沖縄本島中南部の都市部において、地域の関係機関と連携し、住民の公共交通や環境問題等に対する理解を深め、意識を醸成する場を1回程度開催し進めることとする。

## (4) 地域公共交通のあり方を考えるシンポジウムの開催

(1)、(2)で生じた地域の公共交通についての問題意識の浸透をおこなうため、地方自治体の交通担当者、交通関係者、関係団体を対象として、国会審議中の交通基本法や交通基本計画についての情報発信、有識者等による地域公共交通確保維持改善に関するパネルディスカッションを行い、各地域における交通に関する計画策定や公共交通に関する施策の促進を図る。

## (5) 報告書等の作成

- ① 上記(1)～(4)の内容をとりまとめた報告書を提出する。
- ② 概要版（パワーポイント、1～2枚）を作成する。
- ③ 報告書には、(1)a～dの項目を反映した市町村毎の地図（GISソフトによる。）を付すこと
- ④ 提出部数
  - ・報告書：各30部（A4縦カラー・横書き・左とじ）、電子データ（CD-ROM3枚、データ形式は別途指定）
- ⑤ 納品期限
  - ・報告書：平成25年3月29日（金）

## (6) 事業費：1,300万円以下

## 5. 企画提案書の提出等

上記「2. 業務目的」及び「4. 事業の具体的な内容」に基づき、以下の要領で企画の提案をお願いします。

- (1) 事業の基本的考え方やねらい
- (2) 4(1)～(4)の事業項目ごとの内容、手法、対象、アウトプットイメージ等
- (3) 本事業に関して、独創的なアイデアなど
- (4) 法人(企画提案者)の概要等
  - ・法人の概要、担当者の氏名、連絡先
  - ・本事業にかかる社内の事業実施体制、担当予定者（人員・経験等）

- (5) 事業全体の作業スケジュール
- (6) 再委託等の有無及び予定
- (6) 最終の事業報告書等成果物のイメージ
- (7) 国または地方公共団体等における同様の受注業務実績
- (8) 企画提案書の書式は、A4縦（必要に応じてA3）、横書き、左綴じ（様式自由）
- (9) 参考見積（概算及び内訳）
- ・ 提案された企画案実施のために必要な経費（消費税を含む）について、概算額（人件費、直接経費、一般管理費等の費用項目ごとの内訳）を提示
  - ・ 事業報告書等成果物は、4(5)①の数量等を500ページ程度として直接経費に仮置きする
- (10) 平成23・24・25年度競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」に係る資格審査結果通知書の写し
- 【企画競争に参加する者に必要な資格】
- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - ② 平成23・24・25年度競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること
  - ③ 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと
  - ④ 本事業に係る経理事務的確な処理体制や企画立案及び実施に必要な能力や体制を有すること
- (11) その他
- 提案にあたっては、国土交通省総合政策局交通計画課が過去に実施した都道府県及び市区町村への「地域公共交通に関する取組についてのアンケート調査」の内容を参考とすること。「地域公共交通に関する取組についてのアンケート調査」のURLは次のとおり
- [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000016.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000016.html)
- (12) 企画提案書の提出期限
- 平成24年8月17日（金）17時までに持参又は郵送により、下記企画提案書提出先に8部提出すること。
- なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着とする
- (13) 企画提案書提出先及び問い合わせ先
- 内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室 伊志嶺・安慶田  
〒900-8530 那覇市おもろまち2-1-1  
那覇第二地方合同庁舎2号館5階  
TEL：098-866-1812 FAX：098-860-2369

## 6. 評価基準

- (1) 地域現状の理解度：沖縄の地域特性、交通事情を十分理解しているか、等
- (2) 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解しているか、等
- (3) 提案内容の具体性：提案内容が具体性、妥当性、説得力が伴っているか、等
- (4) 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案が含まれるか、等

(5)業務実施の確実性：実施体制等について事業遂行上問題ないか、等

## 7. 選定

内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室選定委員会の評価により本事業の実施事業者等を選定する

## 8. その他

- (1)企画提案書に用いる言語、通過は日本語及び日本国通貨とする
- (2)提出された企画提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを行うことがある
- (3)企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画競争参加者の負担とする
- (4)提出された企画提案書は、当該企画者に無断で二次的な使用は行わない
- (5)提出された企画提案書の差し替え及び再提出は認めない
- (6)提出期限までに担当部局に到達しなかった企画提案書は、いかなる場合をもっても採用されない
- (7)企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った企画競争参加者に対して指名停止を行うことがある
- (8)採用した企画内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とす。
- (9)適当な企画案がない場合は、中止又はその他の方法によることがある
- (10)企画提案書の採否については、応募者あて文書で通知するとともに、採用されなかった提案については、応募者に対して採用しなかった理由を書面により通知する
- (11)採用されなかった企画提案書は原則として返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提出時に申し出ること
- (12)採用した企画提案書を提出した企画競争参加者は、企画競争実施の結果、唯一最適なものとして特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続き完了までは、国との契約関係が生じるものではない
- (13)企画競争の結果として、以下の項目について、採択通知後、速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表する
  - ・採用した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名
  - ・企画競争参加者ごとの評価得点
- (14)採用された場合には、内閣府沖縄総合事務局と十分協議を行いながら事業を進めること
- (15)本契約により作成された成果物の著作権は内閣府及び国土交通省に帰属する
- (16)本調達に係る業務を行う事業者は、当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備し、内閣府沖縄総合事務局に報告すること
- (17)本調達に係る業務の実施のために内閣府等から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報を、実施体制に定めた者以外には秘密とし、また、当該業務の目的以外に利用しないこと
- (18)本調達に係る業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのお

それがある場合には、これを速やかに内閣府沖縄総合事務局に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む

- ・委託先に提供し又は委託先によるアクセスを認める内閣府の情報の外部への漏洩及び目的外利用
- ・委託先の者による内閣府のその他の情報へのアクセス

(19) 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、委託元は委託先に対して以下の報告を求める場合がある

- ・本調達に係る業務の遂行において、委託先における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を委託元が認める場合には、委託先の責任者は、委託元の求めに応じ、協議を行い、合意した対応を執ること

(20) その他、内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室に設置される選定委員会において必要とする書類を提出すること